

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正方針(案)

<方針>

- 新検査制度に係る法令施行により、新検査制度に係る保安規定の変更認可申請を第1グループ(東京、中部、関西)の審査状況を踏まえて実施する。(①)
- これにあわせて保安規定変更認可申請中の2案件(非常用GTG、2号廃止措置)については、既認可(有毒ガス防護)および新検査制度に係る内容を反映し補正する。(②、③)

以上により、非常用GTGと2号廃止措置に係る保安規定については、新検査制度に係る保安規定と並行して審査対応を行うことで、できる限り早く認可をいただけるように対応する。

案件	令和元年度		令和2年度						備考		
	~3月	4月			5月			6月~			
		B	M	E	B	M	E				
-	有毒ガス防護	▼3/31 認可 審査									
①	新検査制度+組織				申請 ▽					認可 ▽	新法令施行後、申請まで6カ月の猶予があるものの、準備できない申請が必要
保安規定審査(新検査制度(1号;廃止, 2号;運転, 3号;運転)+新組織)											
②	非常用GTG	▼10/31 審査会合 ▼10/16 申請				補正(有毒ガス(既認可)+新検査制度) ▽				補正(新検査制度) ▽ 認可 ▽	認可には、新法令施行に伴う新検査制度を反映した保安規定の認可が必要
保安規定審査(非常用GTG+新検査制度)											
③	2号廃止措置	▼11/27 補正申請 ▼6/25 申請				補正(有毒ガス(既認可)+新検査制度) ▽				補正(新検査制度) ▽ 補正(非常用GTG) ▽ 認可 ▽	認可には、新法令施行に伴う新検査制度を反映した保安規定の認可が必要
保安規定審査(2号廃止措置+新検査制度(1, 2号;廃止, 3号;運転))											